

熱中症対策【改】

熱中症事故の防止については、それほど高くない気温の時期から適切な措置を講ずることや、暑さ指数(WBGT)等を活用して熱中症の危険性を適切に判断することが重要です。そのため、環境省・気象庁が全国で実施する「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」の情報を的確に職員間で共有し、学校生活における熱中症予防対策を実施します。

- ※ 熱中症警戒アラート：府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、WBGTが33に達すると予測される場合に発表
前日17:00及び当日5:00発表
- ※ 熱中症特別警戒アラート：都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点における翌日のWBGTが35に達すると予測される場合に発表
前日14時頃発表

I 熱中症予防のための基本的な流れ

(1) 熱中症警戒アラート発表時の対応

前日 17:00（翌日の予報）

- ① アラート情報を入手（教頭）し、全職員で共有
- ② 翌日の対応を検討と全職員での共通理解
 - ・ 登下校
 - ・ 教育活動（冷房のない教室での活動、体育、各種行事、部活動 等）
 - ・ 生徒への指導内容の確認
 - ・ 涼しく過ごせる環境の確保や、経口補水液、氷、アイスパック等の備えを確認
- ③ 熱中症対策チェックリスト「(1) 日頃の環境整備等」「(3) 活動中・活動直後の留意点」の活用 ※別紙I

当日 5時頃の発表以降の対応

- ① アラート情報を入手（教頭）し、全職員で共有
- ② 活動場所における暑さ指数（WBGT）を独自に測定
※活動場所独自で測定できるようにWBGT測定器の購入と記録用紙の設置を検討中
- ③ 涼しい環境以外では、原則運動は行わない等の対応の検討と全教職員での共通理解
- ④ 学校長は、適切な熱中症対策を徹底できているかを確認
- ⑤ 生徒、保護者への熱中症予防行動の周知徹底（クラッシーやライデンの活用）

(2) 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

過去に例のない危険な暑さとなっていることが想定されるため、普段心がけている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がある。熱中症予防行動の実践をいつも以上に徹底する。

前日 14:00 (翌日の予報)								
① アラート情報を入手 (学校長) し、全職員で共有								
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>(1) 熱中症特別警戒アラートの発表時</p><p>① 発表時が平日の場合 速やかに体育保健課から県立学校長あてに一斉メール送信により連絡します。(図2)</p><div style="text-align: center;"><table border="1"><tr><td>国 (環境省)</td><td>→</td><td>県 (環境政策課)</td><td>→</td><td>県教育委員会 (体育保健課)</td><td>→</td><td>県立学校 (学校長)</td></tr></table></div><p>図2 県立学校へ伝達経路 (平日のみ)</p><p>② 発表時が休日の場合 体育保健課からの連絡は行いません。学校長は環境省の関連サイトで確認してください。</p></div>		国 (環境省)	→	県 (環境政策課)	→	県教育委員会 (体育保健課)	→	県立学校 (学校長)
国 (環境省)	→	県 (環境政策課)	→	県教育委員会 (体育保健課)	→	県立学校 (学校長)		
② 翌日の対応を検討と全職員での共通理解								
<ul style="list-style-type: none">・教育活動の中止・延期・変更の判断・生徒、保護者への熱中症予防行動の周知徹底 (クラッシーやライデンの活用)・涼しく過ごせる環境の確保や、経口補水液、氷、アイスパック等の備えを確認・教職員の安全確保 等								

当日の対応	
① 活動場所における暑さ指数 (WBGT) を独自に測定	
② 測定結果を全職員で共有	
③ 対応の検討と全教職員での共通理解	
④ 学校長は、活動場所における全ての人が熱中症対策を徹底できているかを確認	
⑤ 活動場所の全ての人が熱中症対策を徹底できていない場合は、教育活動の中止、延期、変更を判断	
涼しい環境以外では、原則運動は行わない等の対策を徹底	
⑥ 涼しい環境の確保が難しい場合の対策を徹底 (例) 衣服を緩めることや、皮膚を濡らしてうちわや扇風機で扇ぐこと、氷やアイスパックなどで冷やすこと 等	
⑦ 熱中症対策チェックリスト「(1) 日頃の環境整備等」「(3) 活動中・活動直後の留意点」の活用 ※別紙!	

(3) 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表に関わらず必要な対応

8:00 11:00
①暑さ指数の測定（養護教諭） ・場所：保健室前グラウンド ②職員室中央ホワイトボードへ掲示 ③指針に基づいた対応の指示（教頭）

授業・部活動・行事等の対応
①事前の暑さ指数の確認 ②活動内容確認、柔軟な変更 ③下校時の生徒指導 （担任・教科担任・部活動顧問 等）

2 部活動等における熱中症事故の防止

（公財）日本スポーツ協会が示す右の「運動に関する指針」を遵守するとともに、特に次の点に注意する。

(1) WBGT31度（気温35度）時点

- ア 運動は原則中止する。
- イ やむを得ず活動する場合は、顧問が必ず活動に立ち会い、常に生徒の次の状況を確認する。
 - ・活動場所の暑さ指数（WBGT）を測定する。
 - ・生徒が十分な睡眠や食事をとっている。
 - ・生徒がこまめに水分・塩分を補給する。
 - ・生徒が涼しい環境で、クールダウンできる場所を確保する。
- ウ イの場合は、顧問は生徒に最大限の注意を行うように全体に再度注意を喚起する。

(2) WBGT28度（気温31度）時点

- ア 激しい運動は中止する。
- イ 顧問は生徒の次の状況を確認するとともに次の指示をし、厳重に警戒させる。
 - ・生徒が十分な睡眠や食事を取っている。
 - ・生徒がこまめに水分・塩分を補給する。
 - ・生徒が十分な休息をとる。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	
35℃以上	31以上	運動は原則中止
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)

<LINE公式アカウント「環境省」について>

アカウント名：環境省

LINE ID：@kankyo_jpn

友だち追加用QRコード

